

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 3

◇ 告 示

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 4
- 収納事務の委託【産業経済局農林水産部総合農事センター】 5

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の相手方の決定【上下水道局総務経営部営業課】 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員が新型コロナウイルス感染症の患者等に対する業務に従事したときに支給している感染症予防等業務手当について、令和5年5月7日をもって終了することとしました。

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 2 1 号

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和 4 1 年北九州市規則第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（条例付則第 1 0 項の規則で定める日）

2 条例付則第 1 0 項の規則で定める日は、令和 5 年 5 月 7 日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月9日

北九州市長 武内和久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
医療法人都栄会みどりヶ丘クリニック	北九州市小倉北区日明二丁目17番15号	令和5年5月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局足原店	北九州市小倉北区足原二丁目3番32号	令和5年5月1日
ルーク調剤薬局	北九州市小倉北区日明二丁目9番9号	令和5年5月1日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションはなはな	北九州市小倉北区篠崎五丁目24番4-1号	令和5年5月1日

北九州市告示第206号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立総合農事センターの生産物の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年5月9日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ワールドインテック	北九州市小倉北区大手町11番2号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市上下水道局公告第 83 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 6 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 9 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 特定役務の名称及び数量
令和 5 年度上下水道料金システム運用・保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局総務経営部営業課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 5 年 3 月 28 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社九州支社
福岡市中央区天神一丁目 10 番 20 号
- 5 契約金額
月額 664 万 4,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため